

浜通り × Vol.15



さんじょうライフ

この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



コウトリの飛びまち

豊岡市の中貝市長さんにお会いして来ました!



兵庫県豊岡市からは、これまで、避難して来ている子どもたちにランドセルをプレゼントしていただいたり、野菜や米、そして交流イベントのバーベキュー用に但馬牛の肉なども送っていただきました。

このたび、豊岡市の中貝市長さんが三条市にお出でになりましたので、8月9日、市役所で行われる中貝市長さんの講演会に先立ち、お会いする機会を設けていただき、お礼の手紙などをお渡しして来ました。



中貝市長さん 伊藤昭子さん(小高区)
【お礼の手紙】



遠藤菜波さん(小6・原町区)
【お礼の手紙】



前列左から
菊池翔生くん(小6・小高区)
馬場一真くん(小6・小高区)
【凧】
田辺由紀さん(小6・浪江町) →
【皆さんからお預かりしたお礼の手紙】
後ろ 藤島昌治さん(小高区)
【三条とんぼ(竹細工)】





南相馬市からのお知らせ

三条市へ避難されている南相馬市民の皆様へ

福島県南相馬市では、この度の津波で流出し、市内小高区、原町区、鹿島区の海岸地域で発見された「写真、位牌、賞状、その他記念品」を多くのボランティアの方々が、きれいに洗浄し、市内原町区栄町の柔剣道場と原町区片倉の馬事公苑で展示しています。勿論、ご本人へはお戻しいたします。

遠くの避難先から来れない市民も多く、沢山の写真が「持ち主」を待ち続けています。津波で基礎部分だけしか残っていない家屋も多く、これらの写真等々は、唯一の記念の、思い出の品々なのです。

展示場へいらっしゃる方々は、震災より120日以上も過ぎ、やっと落ち着いた生活を始められた人、また、家族を亡くされたり、車で津波にのまれたが助かった人、それぞれに、いろいろなお話をされて行きます。ここを訪れる方々は、一度訪れた方々からのお知らせがあって、いらっしゃるのが実態です。

三条市へ避難されている皆様、お知り合いの、ご親戚の方々に、原町区栄町の柔剣道場、原町区片倉の馬事公苑へお出掛けいただき、皆様方の写真や記念品をご覧になって頂ける様、この際ですから、是非、お願いしてみてください。

毎日、午前9時から午後4時まで展示しています。
(土、日、祝祭日、お盆も開けています)

- 栄町柔剣道場**:原町区栄町二丁目42番地
原町区北泉、渋佐、萱浜海岸、鹿島区で発見された写真など。
- 馬事公苑**:原町区片倉字畔原 TEL 0244-24-4511
小高区、上記以外の原町区の海岸で発見されたもの。

南相馬市馬事公苑 管理人 廣瀬 生人



《南相馬市馬事公苑 展示場》

国保・後期高齢者医療の一部負担金の還付について

8月3日HP更新

免除となる日(注1)から7月31日までに医療機関などの窓口で一部負担金等を支払った場合は、申請により一部負担金等が還付されますので、必要な書類を添えて、下記まで申請してください。

なお、還付までには申請から2ヶ月程度かかりますので、ご了承願います。

保険の種類	国民健康保険	後期高齢者医療
対象者	国民健康保険被保険者	後期高齢者医療被保険者のうち一部負担金等免除対象者
必要な書類 (窓口申請の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 領収書の原本 印鑑 世帯主名義の預金通帳 	<ul style="list-style-type: none"> 一部負担金等免除証明書 領収書の原本 印鑑 被保険者名義の預金通帳
必要な書類 (郵便申請の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 一部負担金等還付申請書 領収書の原本 世帯主名義の預金通帳のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 一部負担金等還付申請書 領収書の原本 被保険者名義の預金通帳のコピー

(注1) 免除となる日は、地震、津波の全半壊や原発事故による区域により異なります。
詳しくは、お問い合わせください。

●郵便申請は、市外に避難している方を対象にしておりますが、次の点に注意してください。

- (1)領収書は返却いたしませんので、必ずコピーを取り本人控えとしてください。
- (2)郵送される前に、必要書類に漏れがないか確認してください。

※国民健康保険一部負担金等還付は、世帯主名義の口座に振り込みになります。
世帯主名義以外の口座に振り込みを希望の場合は、別紙委任状が必要になります。

【窓口申請場所】

市民生活部市民課保険年金係 TEL: 0244-24-5233
鹿島区市民生活課総合案内係 TEL: 0244-46-2113

【郵便申請送付先】

〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 市民課保険年金係

●問い合わせ・・・

市民生活部市民課保険年金係 TEL: 0244-24-5233
鹿島区市民生活課総合案内係 TEL: 0244-46-2113

空間放射線モニタリング(教育委員会所管施設)

8月5日HP掲載

測定機器:POLIMASTERPM1703M

番号	測定施設	測定時刻	屋内 測定値(μ sv/h)		屋外 測定値(μ sv/h)		降雨の有無
			高さ1m	高さ2m	地上1cm	地上1m	
1	原町第一小学校	10時10分	0.10		0.57	0.54	無
2	原町第二小学校	10時18分	0.13		0.79	0.76	無
3	原町第三小学校	10時55分	0.18		0.62	0.58	無
4	高平小学校	8時53分	0.14		0.51	0.46	無
5	大甕小学校	15時25分	0.13		0.36	0.33	無
6	太田小学校	14時32分	0.24		0.83	0.78	無
7	石神第一小学校	11時30分	0.17		0.90	0.86	無
8	石神第二小学校	13時35分	0.24		0.96	0.82	無
9	原町第一中学校	10時46分	0.22		0.67	0.64	無
10	原町第二中学校	9時37分	0.13		0.44	0.39	雨
11	原町第三中学校	15時05分	0.08		0.55	0.51	無
12	石神中学校	13時15分	0.08		0.61	0.59	無
13	高平幼稚園	9時00分	0.14	0.13	0.53	0.52	無
14	大甕幼稚園	15時30分	0.11	0.10	0.41	0.37	無
15	太田幼稚園	14時38分	0.13	0.13	0.87	0.84	無
16	石神第一幼稚園	11時37分	0.18	0.17	1.09	1.03	無
17	石神第二幼稚園	13時25分	0.15	0.14	1.02	0.94	無
18	あずま保育園	10時00分	0.14	0.12	0.68	0.66	無
19	なかまち保育園	11時16分	0.24	0.22	0.65	0.61	無
20	さくらい保育園	9時28分	0.18	0.17	0.58	0.56	無
21	ひがし生涯学習センター	9時35分	0.14	0.11	0.52	0.46	雨
22	太田生涯学習センター	14時45分	0.13	0.12	0.73	0.63	無
23	大甕生涯学習センター	15時37分	0.12	0.10	0.34	0.32	無
24	高平生涯学習センター	8時45分	0.12	0.11	0.46	0.42	無
25	石神生涯学習センター	13時05分	0.10	0.08	0.74	0.71	無
26	ひばり生涯学習センター	13時45分	0.22	0.20	1.03	0.95	無
27	市民文化会館	10時37分	0.17		0.61	0.56	無
28	中央図書館・情報交流センター	9時45分	0.15		0.47	0.43	無

番号	測定施設	測定時刻	屋内 測定値(μsv/h)		屋外 測定値(μsv/h)		降雨の 有無
			高さ1m	高さ2m	地上1cm	地上1m	
29	博物館	14時18分	0.12		0.87	0.82	無
30	夜の森テニスコート駐 車場	10時35分			0.87	0.84	無
31	雲雀が原陸上競技場	14時00分			0.96	0.89	無
32	市営体育館庭	9時15分			0.58	0.54	雨
33	弓道場	10時32分			0.95	0.91	無
34	栄町柔剣道場	10時25分			0.57	0.53	無
35	小川町体育館	16時00分			0.86	0.82	無
36	桜井古墳	9時08分			0.48	0.46	無

※小学校、幼稚園、保育園の屋内外の「1m」は「50cm」とする。



浪江町からのお知らせ

定期予防接種のお知らせ

8月1日HP掲載

東日本大震災のため、やむを得ず定期予防接種の対象年齢が過ぎてしまい接種を逃してしまった方は、8月31日までは定期予防接種の対象として接種を受けることができます。

該当になると思われる方は、お問い合わせください。

●問い合わせ・・・

健康福祉班 健康係 TEL: 0243-62-0123

後期高齢者医療保険からのお知らせ

8月1日HP掲載

後期高齢者医療保険について3点お知らせがございます。

●保険料の更新

後期高齢者医療保険に加入されている方に、被保険者証(保険証)の一斉更新をしました。まだお手元に届いていない方は、ご連絡ください。

●保険料の免除

浪江町の後期高齢者医療保険被保険者の方(※1)は、保険料(※2)が免除となります。免除の申請手続きは必要ありません。

ただし、浪江町から震災後に転出した方は、転出先で保険料免除の申請をしていただく必要がありますので、転出先の市町村にお問い合わせください。なお、保険料を概算で納入された方には、10月末ごろまでに還付する予定です。

(※1)震災後に転出し、その後、転出取り消し(または取り消しできずに浪江町へ再転入)となった場合も免除となります。手続きも不要です。

(※2)平成23年3月11日から平成24年3月末日までに納期限が到来する平成22年度と平成23年度の保険料となります。

●ご遺族の方へ

後期高齢者医療保険の被保険者の方が亡くなられた場合には、葬祭費申請などの手続きがあります。

・浪江町役場二本松事務所の窓口で手続きをされる場合には下記のものが必要です。

- ①印鑑
- ②通帳(還付口座など)
- ③亡くなられた方と相続人代表者の関係がわかる戸籍など(浪江町の戸籍のみで両者の関係が分かる場合には不要)
- ④震災による避難指示の後に医療費の一部負担金を支払った方は領収書(保険適用外費用は除く)

・郵便で手続きされる場合にはご連絡ください。

※この手続きは、他市町村の市役所・役場では、手続きできません。

手続き	内容	対象者
葬祭費申請書	葬祭費として5万円	喪主など葬祭費を支払った方(葬祭執行者)
申立・誓約書	亡くなる前の医療費が高額医療費に該当する場合の限度額を超える部分の還付	配偶者か3親等以内の相続人代表者
保険料還付請求書	保険料を亡くなった月の前月までで再計算し還付となる場合の還付(※不足する場合は納付書で納付)	配偶者か3親等以内の相続者代表者
一部負担金還付申請書	震災による避難指示後に亡くなる前の医療費(保険適用分)が無料にならず一部負担金を支払った場合の還付	配偶者か3親等以内の相続者代表者
送付先変更届	葬祭執行者、相続人代表者が避難している場合の各種郵便物の送付先の届	葬祭執行者、相続人代表者

●問い合わせ・・・

浪江町コールセンター TEL: 03-5638-5055



双葉町からのお知らせ

町長からのメッセージ

広報ふたば災害版No.3(8月1日発行)掲載

町民の皆さまへ

猛暑が続く中、町民の皆さまには厳しい避難生活が余儀なくされており、大変お疲れのこととお察し申し上げます。

去る7月12日には、原発事故による双葉郡の現状を訴える「緊急総決起大会」が日比谷音楽堂で開催され、双葉地方町村会を代表して「郷土に戻るために、力を結集しなければならない」と双葉地方の住民の団結を呼びかけてまいりました。

7月19日には、原発事故の収束に向けた工程表の「ステップ1」が達成できた旨が国並びに東京電力(株)から発表されましたが、汚染水浄化システムの相次ぐトラブルや牛肉をはじめとする農畜産物への汚染拡大が心配されております。今後、「ステップ2」での原子炉の冷温停止状態を早期に実現するとともに、放射性物質の飛散が収まることを強く願っているところであります。

さて、長引く避難生活に対応するため、いわき市、郡山市、福島市、白河市、猪苗代町に応急仮設住宅の建設を進めており、入居の募集を行っております。また、応急仮設住宅等へ入居された世帯を対象に、生活必需品を給付してまいります。

子どもたちも夏休みに入り、例年とは違った過ごし方をされると思いますが、全国に避難している町内の小中学生による「再会の集い」を8月に開催することにしており、5カ月ぶりの再会に喜びを語り合い、友情を温め合うことができるものと考えています。

次世代を担う子どもたちのためにも、必ずや双葉町に帰れることを信じ、夢や希望を捨てず、この苦難を乗り越えましょう。

双葉町長 井戸川 克隆

災害救助法による生活必需品の給付について

7月27日HP掲載

町では、応急仮設住宅や県の借上げ住宅、特例借上げ住宅に入居された方、県内外の親類宅やアパートなどに避難されている方に、災害救助法に基づく生活必需品及び「NPO 難民を助ける会」様から生活支援物資を給付いたします。

●給付する生活必需品(主なもの)

- (世帯用)・衛生用品(シャンプー、石けん、トイレトーパーなど)
 - ・台所用品(両手鍋、フライパン、まな板、包丁、やかんなど)
 - ・入浴用品(イス、洗面器、バスマット)
 - ・掃除洗濯用品(物干し竿、ハンガー、ほうき、ちりとりなど)
 - ・その他(食器棚、収納ケース、こたつ、掃除機など)
- (個人用)・寝具(布団、カバー、タオルケット、シーツ)
 - ・食器類(茶碗、おわん、深皿、コップ)
 - ・その他(タオル、歯磨きセット)

★支給予定の物資は申請書をご覧ください。

●対象者(下記の①かつ、②または③に該当する方)

- ① 双葉町民であること(3月11日以降に転出された方も該当します)。
※申請は世帯主(又は世帯主に代わる方)に限ります。
- ② 「応急仮設住宅」又は「借上げ住宅(県及び特例借上げとも)」に避難される方。
(既に避難されている方も含む)
- ③ 県内外の親類・友人、親や子の居宅、アパートなど、避難施設以外に避難されている方。

★**避難所(旧騎西高校やホテルリステル猪苗代などの避難所)に避難されている方**については、当該施設に避難している間は該当になりませんが、上記②又は③に該当した時点で給付対象になります。

●申請手続きについて

世帯主あてに申請書を郵送(申込書同封)いたしましたので、必要事項ご記入の上、返送してください。なお、申し込みは、FAXでも受け付けます。

※返送先: 双葉町埼玉支所 産業振興課商工観光係
FAX番号: 0480-73-6926

※この制度は、「応急仮設住宅」や「借上げ住宅」などに避難される方が、新たな住居においてできるだけスムーズな生活ができるように給付するものであり、現物給付が前提となるものであることから「現金」での給付はできません。

※給付物(食料品を除く)は、業者を通じて準備し、配送手配を行います。

※配送する際には、日時などについて事前に電話でお知らせします。

●問い合わせ・・・

双葉町総合受付コールセンター TEL: 0120-455-770

県民健康管理調査について

広報ふたば災害版No.3(8月1日発行)掲載

福島県では、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆さまの健康管理を目的とした「県民健康管理調査」を実施することとしました。

【基本調査】

- ・対象者 3月11日時点で福島県内に居住されていた方
(県外へ避難されている方も対象となります)
- ・方法 問診票にご自身で記載していただきます
- ・内容 3月11日以降の行動記録(被ばく線量の推計評価)
食事の状況 など
- ・実施時期 8月以降(先行調査の状況によります)

★被ばく線量の推計には、3月11日以降の行動記録が必要です。

当時のことを思い出し、また、ご一緒に行動された方々ともご相談のうえ、行動を記録(メモ)しておいてください。

【詳細調査】

- ・対象者 避難区域などの住民/基本調査の結果必要と認められる方
- ・方法 調査会場または医療機関などでの健診方式
- ・内容 質問紙調査(生活習慣・こころの健康度など)
身体計測・血液検査・尿検査など

●問い合わせ・・・

双葉町総合受付コールセンター TEL: 0120-455-770

警戒区域内への一時立入り(一時帰宅)の受け付け終了について

8月8日HP掲載

現在実施中の警戒区域への第一回目の一時立入り(帰宅)の受け付けは、8月15日(月)で終了させていただきます。

今後実施が予定されている第二回目の一時立入り(帰宅)につきましては、現在、手順・方法などについて検討中です。

第二回目の申し込み及び受け付け方法については、決定次第お知らせいたします。

●問い合わせ・・・

双葉町災害対策本部 一時立入り担当 TEL: 0480-73-6925

津波により流出した思い出の品の展示・引き渡しについて

8月1日HP掲載

津波により流出した思い出の品の展示・引き渡しを以下のとおり行っておりますので、お知らせいたします。

【展示先】

旧埼玉県立騎西高校 ・住所 埼玉県加須市騎西598-1 ・時間 9:00～17:00

●問い合わせ・・・

双葉町災害対策本部 TEL: 0480-73-6880

遺体安置所変更のお知らせ

8月1日HP掲載

遺体安置所が以下のとおり変更となっておりますので、お知らせいたします。

■南相馬市スポーツセンター

南相馬市原町区桜井町2丁目200番地 TEL: 0244-24-1260

※遺体の確認時間は、午前10時～午後5時となります。

●問い合わせ・・・

南相馬警察署 TEL: 0244-22-2191

双葉警察署(福島警察署川俣分庁舎内) TEL: 024-566-3121



大熊町からのお知らせ

【訂正】車持ち出しの際の、バッテリー・燃料の持ち込みについて

8月5日HP掲載

車の持ち出しの際に、バッテリーあがり・パンク・燃料不足・窓ガラス破損などにより、持ち出しのできない車が見受けられます。

バッテリーや18リットル以内の携行缶による燃料の持ち込みが許可されましたので、不安な場合は持ち込みをお願いします。

なお、**10分以内に修理のできない車**は、持ち出すことができませんのでご注意ください。

【訂正】

7月18日のブログで18リットル以内の携行缶による燃料が持ち込み可能とお知らせしましたが、燃料はJAFが準備しますので、**個人での持ち込みはできません**。謹んでお詫びするとともに、訂正をさせていただきます。

●問い合わせ・・・

大熊町役場 会津若松出張所 災害対策本部 TEL: 0242-26-3844(代表)



川内村からのお知らせ

東日本大震災にかかる国・県第二次義援金配分申請書受付について

8月4日HP掲載

東日本大震災の発生から4か月が過ぎ、あらためて避難所や避難先での生活のご苦労にお見舞いを申し上げます。

さて、この度、国・県の第二次義援金を下記のとおり配分することとしたのでご案内をいたします。

なお、世帯主(平成23年3月11日現在)の方に申請書を送付しましたので、必要事項を記入の上ご返送ください。

●配分対象者

- ①平成23年3月11日現在、川内村住民基本台帳および外国人登録名簿に登録されていた方。
- ②川内村住民基本台帳登録のない方で3月11日現在居住していて第1次配分金の該当になった世帯は1世帯として28万円です。

※別市町村から国・県2次義援金を受けた方は対象外となりますのでご注意ください。
二重給付が判明した場合は義援金を返還していただきます。

●義援金配分額

住民登録のある方においては1人28万円
住民登録のない方は1世帯28万円

●義援金申請者

原則として世帯主(世帯主が死亡した場合は代表者)

●申請方法

申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒に同封し投函してください。
世帯主(平成23年3月11日現在)の方に申請書を送付しております。

●振り込み口座

原則として世帯主の口座となります。
(世帯主が死亡した場合は代表者)

●振り込み時期

申請書を受け付け後、審査し、随時振り込む予定です。口座情報などに不備があった場合振り込み時期が遅れますのでご注意ください。

なお、振り込み時期について村から連絡はいたしませんので、お手数ですが金融機関で記帳をしてお確かめください。

●問い合わせ・・・

川内村災害対策本部 復興支援班 TEL: 0120-38-2119(フリーダイヤル)



いわき市からのお知らせ

東日本大震災にかかる相談窓口の開設について

8月4日HP掲載

原則として土・日曜日、祝日も開設している相談窓口【開設時間：午前9時～午後5時】

区分	業務内容	相談窓口	担当課	問い合わせ先
1	損壊家屋等の解体撤去に関する事	市文化センター (第3日曜日は休業)	環境整備課	24-4281 24-4282 22-7440
		各支所 (土・日曜日、祝日は休業)		
2	市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税の減免申請に関する事	市文化センター (第3日曜日は休業)	市民税課	(市県民税) 22-7426・7427
		各税務事務所・支所 (土・日曜日、祝日は休業)	資産税課	(固定資産税・都市計画税) 22-7430～7434
			国保年金課	(国民健康保険税) 21-8141・8142
			※電話でのお問い合わせは、平日のみ。	

平日のみ(土・日曜日、祝日は除く)開設している相談窓口【開設時間：午前9時～午後5時】

区分	業務内容	相談窓口	担当課	問い合わせ先
1	り災・被災証明の申請受け付けに関する事	市文化センター、各支所	危機管理課	25-0503
2	見舞金・災害弔慰金・市被災救助費・被災者生活再建支援制度に関する事	市文化センター、各地区保健福祉センター	保健福祉課	21-4140 21-4142 22-7612
3	被災商工業者への融資・補助制度の相談、空き工場・店舗の情報提供、首都圏を中心とした販路開拓の支援、事業再建に向けた専門家相談(一部実施日のみ)に関する事 ※詳しくは、下記の「商工業者震災復興相談窓口」のページをご参照ください。	市文化センター	商工労政課	21-4115 24-4380 22-7476
			産業・港湾振興課	22-1126 22-1142
4	住宅の応急修理に関する事 ※詳しくは、下記の「住宅の応急修理制度について」をご参照ください。	市文化センター、各支所	建築指導課	21-4108 21-4109 22-7516
5	農林水産業に係る天災融資制度、市農業災害対策制度の相談に関する事	市役所本庁舎(農政水産課内)	農政水産課	22-7470
6	小中学校の転入・転出等の相談に関する事	市役所東分庁舎(学校教育課内)	学校教育課	22-1123 22-7542
7	市災害対策本部(その他)に関する事	電話相談のみ	危機管理課	25-0500



郡山市からのお知らせ

農林水産物に関する緊急モニタリング検査結果

8月7日公表

県内各地で採取された農林水産物について、放射性物質に関する緊急時モニタリング検査が行われましたが、郡山市では8月1日に採取された「小麦(3箇所)」と4日に採取された「夏そば」、「菌床しいたけ(施設)」及び「エノキタケ(施設)」が検査対象となり、その結果は次のとおり、いずれも食品衛生法上の放射性物質暫定規制値を超える値は検出されませんでした。

測定結果

採取日	試料の種類	測定結果(単位:ベクレル/kg)		
		ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
平成23年8月4日	夏そば	ND	ND	ND
平成23年8月4日	菌床しいたけ(施設)	ND	ND	ND
平成23年8月4日	エノキタケ(施設)	ND	ND	ND
平成23年8月1日	小麦(3箇所)	ND	2箇所はND 1箇所は32	2箇所はND 1箇所は32

※ NDとは、数値が低いため、検出できない状態であったことを示します。



二本松市からのお知らせ

国義援金(日本赤十字社および共同募金会等)

および県義援金の二次配分が決定しました

配分対象および配分額 被害状況	国義援金	県義援金
住家全壊	635,808円	100,000円
住家半壊	317,904円	50,000円

●配分方法

一次配分を受けている方は、提出していただいている申請書により指定口座に振り込みします。(新たに手続する必要はありません。)

これから申請書を提出される方は、一次配分と併せて指定口座に振り込みします。

●問い合わせ・・・

福祉課社会福祉係 TEL: 0243-55-5111



宮城県亘理町からのお知らせ

被災車両(移動済)一覧

8月5日HP掲載

東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
このたびの津波により、被災された車両の移動が始まりました。移動した車両は、町公共ゾーン(亘理駅の東側)に仮置きしています。

●被災車両リスト(8月4日現在) ホームページ掲載

※リストの管理番号を確認のうえ一時保管場所(公共ゾーン)へお越しください。
検索がスムーズに行えます。

被災地から移動してほしくない場合のみ、「**緑色の旗**」を掲げるか、車体の分かりやすい部分に結んでおいてください。

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号) 双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1) 浪江町:男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1) 川内村:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	
大熊町	0242-26-3844	
双葉町	0480-73-6880	
浪江町	03-5638-5055	
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	
郡山市	024-924-7101	
二本松市	0243-55-5102	

イベント情報



■ 三遊亭金時師匠を迎えての ロータリーチャリティ寄席への招待 ■

三遊亭金時師匠を始めとする一門の皆さんの落語などの演芸で楽しいひとときを過ごしてみませんか？

日時 8月28日(日) 14:00～16:00 ※開場13:30

会場 中央公民館 大ホール

※会場には、駐車場があります。

また、会場まで福祉センターから車を手配します。

車をご利用になりたい方は、申し込みの際にお知らせください。

入場料: 無料

実施主体: 三条・三条南・三条北・三条東ロータリークラブ



車の利用を希望される方は、下記まで電話で申し込みください。
また、当日、会場での受け付けなどを手伝っていただける場合は、下記までご連絡ください。
●申込先 政策推進課 伊藤 TEL 0256-34-5511(内線745) ★申込期限:8月19日(金)

【三遊亭金時プロフィール】

昭和37年11月東京都新宿区生まれ。昭和61年、大学卒業と同時に父である四代目「三遊亭金馬」に入門。平成元年に二ツ目、平成10年には真打ちに昇進。平成12年にはNHK朝のテレビ小説「私の青空」にて春風和夫役で役者デビュー。平成16年文化庁芸術祭演芸部門新人賞、平成17年国立演芸場花形演芸大賞銀賞、平成18年国立演芸場花形演芸大賞金賞など受賞多数

■ 和のひびき 古典芸能鑑賞 ■

日時 9月4日(日) 12時開場 13時開演

会場 三条市中央公民館 大ホール

入場料 無料

出演 観世流三条嵐声会

三条宝生会

三条三曲連盟

実施主体: 三条市文化団体協会三条支部



観世流三条嵐声会



三条宝生会



三条三曲連盟

★チラシを同封しました。そちらもご覧ください。

参加を希望される方は、8月22日(月)までに、下記まで電話で申し込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤 TEL 0256-34-5511(内線745)

イベント情報



●おもてなしイベント情報

申し込みが必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆問い合わせ&申込先・・・

政策推進課政策推進担当

TEL: 0256-34-5511 (内線745)

FAX: 0256-34-7933

Email: seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週火曜日	18:30～ 21:30	サッカー教室	コロナ体育館
毎週金曜日	18:30～ 21:00	サッカー教室	南小学校グラウンド
8月28日(日)	14:00～ 16:00	三遊亭金時師匠を迎えてのロータリー チャリティ寄席【三条・三条南・三条北・三 条東ロータリークラブ】※開場 13:30	中央公民館 大ホール

■今まで「浜通り×さんじょうライフ」で紹介した施設の、豪雨後の状況について

八木ヶ鼻温泉 **いい湯らてい** 休館のお知らせ

この度の平成23年7月新潟・福島豪雨により冠水したため、当分の間休館となります。

★無料送迎バスも全便運休しています。



諸橋轍次記念館と庭月庵悟空は通常通り営業しています。

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511